



稲荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分



けいそう 勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」



お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

今年は暖冬とのことで、スキー場でも雪が足りないところがかかなりあるようですが、ここ1、2日で急にまた冷え込んできました。寒さが1年で最も厳しくなるという大寒が今年は1月20日ですので、まだこれから寒さが本格的になってくるシーズンです。今年に入ってからインフルエンザや胃腸の風邪などはやっているようですので、体調管理にはお気を付けてお過ごしください。

今回は、今年4月に改正される予定の法律に関する記事の続き（今回は給与や売掛金の回収に関する事などについて）、最近増えつつあると言われております介護を巡る裁判に関する記事が弁護士の作成しましたオリジナルの記事になります。それ以外の記事は今回は税務会計に関するものです。

良い会社・事務所運営にお役立て頂ければ幸いです。

当メールマガジンはこれまで名刺交換させていただいた方等、ご縁を頂いた方へ配信しております。



4月以降続く法律の改正・お金の回収はどうか？その②給与や売掛金の回収・競売についての変更点は？

20.01.13 | オリジナルメルマガ



お金の回収の手続きについて変更点が出てくるという話を先週触れました。今回は売掛金や預金・給料の差押さえの変更点とその他競売についての暴力団排除の話について触れていきます。このほか、離婚問題にかかわる話がありますが、ここでは触れないでおきます。



○売掛金や預金，給料の差押さえについての変更点は？

変更点は簡単に言うと、①裁判所にて回収状況の報告をきちんとしないといけなくなったこと②差押えができない部分の変更の申し出をしやすくするよう、差押えの通知が相手先に届いてから、実際の回収を始めることができるまでの期間が延びたという話です。

これだけだと分かりにくいのでかなり補足します。まず、差押えというとこれだけでお金の回収が終了するかの様な印象が一般にはありますが、実際は違います。預金を例にとると、預金が差し押さえられると、銀行は払い戻しを禁止されるだけです。実際預金通帳には差し押さえられた部分に記帳をしてみると表示が出ます。給料については支払いはできなく

なりますが、任意で支払うことはできます。ただそれをそのまま続けてしまうと、差押さえをした側から支払いを求められればもう一度払わないといけなくなります。後で払った分を戻してもらうにしても面倒な話になります。

つまり、差押さえとは、その部分のお金を取ってもらうこと・処分できなくすることを意味します。その後の回収は、差し押さえた側が回収可能期間に入った後に、給料であれば勤務先会社・預金であれば金融機関と話をして回収を行うことになります。この点が、裁判所が積極的に関わる競売の場合との大きな違いです。

そのため、実際にどう回収が行われたかは回収をした本人以外には分からないことになります。これまでも、回収状況を裁判所に報告する義務は存在しましたが、そこまで大きなペナルティはなく、実際に回収をしていない場合・回収はしているけれども報告していないという形で放置⇒裁判所からの連絡があり、取下げてほしいという話をされる、という場合が割とありました。ここで取下げに応じないといつまでも差押えだけが続くという話になります。こうなると、差押えを受けている側は大変ということで、場合によっては回収を図る側と交渉し差押えを下げてもらう（多くはある程度のお金の支払いを合意する）こともあります。

主に裁判所の管理のためという面がありますが、これでは面倒ということで、今後裁判所からの状況報告に応じない場合（細かくは法律で定められていますが、ここでは省略します）には、差押え自体が取り消されることになりました。差押え+回収を続けている場合には、差し押さえが取り消されると回収がいったん終了してしまいますので、困る形になります。こうした点があり、報告をする義務が出てきたということ是可以します。少し面倒になるというイメージになります。

以上が先ほどの①の話です。次は②の話ですが、一番の典型例は給料の差し押さえを受けたが、これでは生活ができないという場合です。この場合に差押えの範囲を小さくしてほしい（原則、1/4までできます）という場合にはその旨の申立てを裁判所にする必要があります。差押えが一度されてしまうと、一気に生活が苦しくなりますので、最初の時点で差押えの範囲を小さくしてもらう可能性を高めたほうが差押えを受ける側からは助かる形になります。

現在は、差押えの通知が届いてから1週間が経過すると、回収側は回収に入ることができます。この回収ができるまでの期間を長くすることで、差押えの範囲の変更の申し立てをしやすくしよう、というのが今回の改正内容です。ちなみに、ここでは給与の話でしたが、預金や売掛金であっても申立て自体はできます。ただし、生活困難になるなどの理由をきち

んと説明する必要がありますので、ここがきちんと説明できないのであれば、仮に申立てをしても実際にはあまり変わりはありません。

○不動産の競売での反社会的勢力の排除とは？

こちらは分かりやすいかと思いますが、簡単にいって、競売手続きで反社会的勢力は買受を行うことはできませんという内容です。買い取った不動産を事務所に使うその他マネーロンダリングに使われる可能性があるという点を踏まえての改正になります。

ここでの話は、反社会的勢力が直接買い受ける場合以外に、そこから資金提供を受けて（名前貸しのような形）買い受ける場合も制限されます。買い受ける際に、こうした場合に該当しないことを誓約することを義務付けられ、後でうそだったということが分かった場合等には刑罰でのペナルティが科されます。ちなみに、差押えを受けた方が、反社会的勢力を用いて買受を行わせかつ嘘を言わせた場合には、こうしたペナルティの他に強制執行妨害罪という犯罪になり、そこでの刑罰によるペナルティを受ける可能性が出てきますので、注意が必要です。

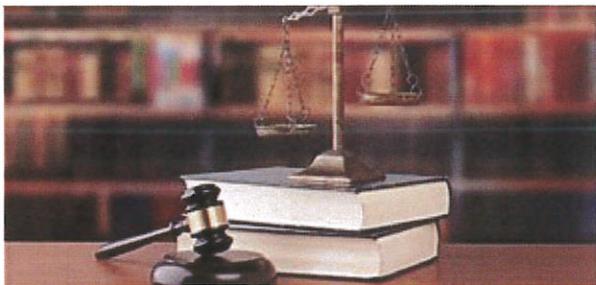
増えつつある介護訴訟への対処法は？

20.01.13 | オリジナルメルマガ



介護関係の裁判の増減については、はっきりした統計資料がないのが現実ですが、介護施設を利用される方やその家族の権利意識の高まりを背景に、今後介護事故の裁判が増える可能性がある、と介護業界のリスクに携わる各業界の方は見ているようです。実際に、介護事業者向けの損害保険を販売するある保険会社では、昨年（2018年）の保険金支払件数、支払額はともに前の年より数パーセントと減少している一方、比較的少額の賠償金や見舞金相当の費用の支払件数は増えてきているとのことでした。

こういった介護事故をめぐる利用者やその家族への対応がこじれてしまうようなことがあれば、のちに裁判へと発展するリスクもはらんでいるといえます。今回はこういった裁判に発展するのを防ぐにはどうすればよいか等について取り上げます。



○介護事故の法律面などからみでの特徴とは？

そもそも、介護保険、社会福祉に関するサービスを提供している場合、対象者が高齢車であるため、常に施設内やサービス提供中に怪我等をする危険があるといえます。介護事故の内訳では、転倒、骨折、誤嚥が3大事故とされており、特に転倒が増加してきているそうです。特に女性の高齢者は骨粗しょう症により骨が思ったより脆くなっていることがあり、ちょっとした介助で骨折に繋がるようなケースもあるでしょう。また、特に要介護者の方の体は弱くなっており、元の介護事故がさほどのものでなくても、深刻な事態に陥ることもあり

ます。また、「介護事故」といってもさきほどの3大事故をはじめ様々なパターンがあるため、交通事故と違い、事故類型ごとにパターン化しづらく、個々の事案ごとの対応になりがちで、話がこじれて裁判になると長期化する可能性もあります。

仮に話がこじれて裁判になると、裁判自体は概ね1～2か月の1回のペースで行われますが、書面提出や資料の準備に弁護士との打ち合わせを重ねる必要があります。対応をした職員らにとっても労力・負担となってしまう可能性があります。また、対立点が多くなるほど、裁判に費やさなければならない時間数が増え、最終的な解決までに数年かかる可能性も出て来ます。利用者の対応に関わった職員については、裁判に出廷の上証言をしなければならないこともあるので、打ち合わせ時間や実際に裁判で話すことによる精神的な負担や施設運営への影響も増え、結局は施設からの離職にもつながりかねません。

○介護事故が裁判まで至るのを防ぐには？

こういった介護保険、社会福祉に関するサービスを提供する事業者側からすれば、勝っても負けても大きな負担になりかねない裁判にまでなってしまうのを防ぐにはどうすればよいでしょうか？

そもそも介護事故がなくなればこういった訴訟リスクはなくなります。実際に高齢の方を相手にサービスを提供している以上、介護事故をゼロにするというのは不可能なことを強いることになりかねません。もちろん、介護事故の予防は当然必要なことですが、仮に事故が起こってしまった場合の対応をどうするか日常的に検討しておくことが大事です。介護事故が発生した場合に、利用者や家族に対して対応する必要がありますが、介護事故の当事者である職員ではなく、管理者や法人本部が対応するようにしておくことも必要です。職員に対応を任せていると、介護事故が起こったことで気が動転してしまい、まだ事実調査が十分にされていないうちに法的責任まで認めるような発言をしてしまい、あとで裁判になると不利になってしまうこともあります。また、施設が職員に責任を押し付けるような態度を取ることによって離職してしまったり、他の利用者へ虐待をすることで不満を向けるようなことになりかねません。こうした介護事故が起こったときの初動対応については、平時にきちんと対応、手順も含めて確認、マニュアル化をするとともに、職員とも共有できるよう研修を実施するなどして徹底しておくことが必要になります。

また、普段から利用者の家族や遠方に住む親族ともコミュニケーションをとるようにする、階段への手すり設置や離床センサーなど可能な限りの対応を取るとともに行った対策をしっかりと記録しておくことも大事です。

さらに、利用者の普段の介護記録についても、日時、記録した職員の名前を正確に記載するとともに、これまでに行ったこととこれから行うことを明確に分けておく、ケアプランやサービス計画とも整合がある形で記録にしておくことも、いざとなったときに利用者や利用者の家族から開示を求められることもあることを踏まえて対応しておく必要があります。

加えて、施設入所時やサービス利用時にあらかじめ施設の方から利用者や曾家族に対して、施設であっても自宅で起きることと同じようなことが発生しうること、認知症などによる事故を100%防ぐには難しいこと、状態改善については施設として出来ること、できないことがあることなどをあらかじめ時間を掛けて丁寧に説明し、利用者や家族が施設側に求めるサービス提供の内容などと食い違いが生じることをないようにすることも大切でしょう。

これからさらなる高齢化に向けて、ますます介護福祉施設やサービスを利用する人が増加していくことから介護事故も増えていく可能性が高くなります、いざ事故が発生したときに対応できるように、日ごろからの備えが益々必要になってくるといえます。

申告漏れと脱税の違い、国税局はどこで判断する？

20.01.07 |

2019年10月、人気お笑いコンビ・チュートリア



ルの徳井義実さんの個人会社・株式会社チュールリップが、3年間にわたって得た所得を税務申告せず、国税局からおよそ1億1,800万円もの『申告漏れ』を指摘されました。このケースは、あくまで『申告漏れ』であり『脱税』ではないといわれていますが、では、『脱税』と『申告漏れ』は何が違うのでしょうか。今回は、このケースを手がかりに、企業における『脱税』と『申告漏れ』の違いや、それぞれのペナルティについて、ご説明します。



法律では『申告漏れ』と『脱税』を定義してい

ない

実は、『脱税』や『所得隠し』について、法律では明確に定義されていません。あくまでメディアが便宜上、『申告漏れ』や『脱税』を使い分けているだけで、実際には、**案件の悪質度によって、科されるペナルティに違いがあるだけです。**そのペナルティの重さから、メディアが『申告漏れ』や『脱税』を判断しているに過ぎません。

納税額が少なかったり税金を納めなかったりした場合には、ケースによって、**4種類の加算税**が課せられます。それぞれ見ていきましょう。

・過少申告加算税

期限内に申告は行ったが、納税額が少なかった場合には、追加で納めることとなった税金に10%相当額の税金が加算される『過少申告加算税』が課税されます。ただし、追加で納めることとなった税金が50万円（当初の申告納税額が50万円超の場合は当初の申告納税額）を超えている場合、その超えている部分については15%になります。なお、税務調査の通知前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税はかかりません。また、調査の通知後でも調査による更正等予知前までは、税率が5%（50万円超は10%）となります。

・無申告加算税

期限内に申告を行わなかった場合には、納付すべき税額に対して『無申告加算税』が課税されます。税務調査の通知前に自発的に期限後申告を行えば納付すべき税額の5%ですが、税務調査の通知後から調査による更正等予知前に期限後申告を行えば、50万円までは10%、50万円を超える部分に関しては15%となり、さらに調査による更正等予知後になると50万円までは15%、50万円超部分は20%となるなど、状況により税率が異なるので注意してください。

・不納付加算税

源泉所得税の納付が遅れてしまった場合は、『不納付加算税』が課税され、源泉所得税の10%を納めなくてはなりません。

・重加算税

虚偽の申告をしたり、隠蔽したりといった不正な行為で納税を逃れたりした場合は、本来の納税額の35~50%にもなる『重加算税』が課税されます。これが最も重いペナルティです。重加算税が課される事態になった場合、ペナルティは金額だけに留まりません。調査対象期間が延長されてしまうばかりか、税務調査の頻度も高くなるといわれています。さらに、悪質だと判断された場合には、刑事罰として『10年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金』（法人税法159条1項）を科されることとなります。

・その他

ほかにも、税金の納付が遅れた場合には、納める期限の翌日から完納するまでの日数に応じた『延滞税』、期限までに納付が間に合わず追って納税する場合には『利子税』が課税されます。ちなみに、所得税および法人税の利子税は令和元年度は年1.6%で、完納までの日数を日割して金額を導き出すことができます。

悪質だと判断されると刑事事件に発展

徳井さんの場合、無申告だった所得税に関しては『無申告加算税』を、経費に関しては『重加算税』を課せられ、そのほか、消費税や源泉所得税の分も合わせて、総額1億円を超える

追徴課税を受けたことがわかっています。

一方で『悪意がなく、意図的ではない』と判断されたため、刑事罰にまでは至りませんでした。

今回のように追徴課税を課せられただけで、刑事処分までに至らず、いわゆる行政処分のレベルで留まっている場合には、『脱税』とは呼ばず、『申告漏れ』と呼ぶのが一般的です。

国税局が『意図的に納税を逃れる悪質な場合』と認めて重加算税を課し、所得税法や法人税法違反などで検察庁に告発して、初めてメディアでは『脱税』と表現します。

徳井さんのニュースに関しても、一部媒体では『脱税』と報道してはいたものの、『申告漏れ』『所得隠し』と報じる媒体がほとんどでした。

一方で、同じような案件にもかかわらず、悪質と判断され、『脱税』と報じられたケースもあります。

2019年2月に、『青汁王子』としてテレビやネット番組に出演していた健康食品会社・メディアハーツの社長が、2年間で、約1億8,000万円もの法人税の納税を免れたとして、法人税法違反などの疑いで東京地検特捜部に逮捕された事例です。

青汁王子は、2019年9月に懲役2年、執行猶予4年という判決を受け、メディアは一斉に『青汁王子の脱税』として報道しました。

金額的には徳井さんとそこまで大きな差はありませんが、このケースの場合は、架空の広告宣伝費を計上したなどの手口が問題視され、国税局は悪質と判断し、起訴しました。

繰り返しになりますが、国税局の捜査によって、金額はもちろん、手口や状況などから意図的かどうか、悪意があるかどうか判断されます。

その結果、刑事事件にまで発展したがゆえの『脱税報道』でした。

その点が、2019年に起きた二つの税金にまつわるニュースの大きな分かれ道だったのではないのでしょうか。

ただ、悪意がなかったとしても、『申告漏れ』も大きなペナルティを科されることに変わりはありません。

税金の仕組みを理解し、納税の義務を果たすことが大切です。

※本記事の記載内容は、2020年1月現在の法令・情報等に基づいています。